

県庁舎等庭園管理業務仕様書

県庁舎等庭園管理業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 県庁舎庭園管理業務

(1) 業務実施場所

- ア 岩手県庁舎（盛岡市内丸 10 番 1 号）
- イ 緑の広場（盛岡市本町通一丁目 70 番 1 号）

(2) 業務の内容

- ア 岩手県庁舎
県庁舎敷地内の庭園（噴水池跡地を含む）及び県庁舎地階サンクガーデンの除草、庭木のせん定、芝生の刈込み、及び冬囲い（取外し含む）等を適期に実施するものとする。
- イ 緑の広場
緑の広場内の除草（落葉処理含む）、庭木のせん定、芝生の刈込み、及び冬囲い（取外し含む）等を適期に実施するものとする。
- ウ 共通事項
毎月、定期的に植え込み等の生育状況を観察するとともに、豪雨・強風等の場合、あるいは着虫等の場合は、その都度速やかに適切な措置をとるものとする。

(3) 作業内容及び作業員の配置

本業務は、別紙 1 「業務及び作業員配置基準（県庁舎庭園管理業務）」に基づき実施するものとする。

(4) 材料費等の負担

本業務を実施するために必要な材料及び消耗品等は、受託者において負担するものとする。

2 知事公館庭園管理業務

(1) 業務実施場所

岩手県知事公館及び公舎（盛岡市東中野町 26 番 30 号）

(2) 業務内容

- ア 庭園
知事公館及び公舎敷地内の庭園（取付け道路法面含む）の植え込み等の生育状況を観察し、除草（落葉処理含む）、施肥、松の芽摘み、庭木の剪定、芝生の刈込み、冬囲い（取外し含む）、薬剤散布等を適期に実施するものとする。
- イ 池
知事公館庭園内の池については、落ち葉等を取り除き、側壁、底部及び敷石の水洗いを実施するものとする。

ウ 果 樹

知事公館及び公舎敷地内に育成する下表の果樹について、剪定、薬剤散布、摘果、施肥、摘葉等の作業を適期に実施するものとする。

果樹（高木、知事公館内果樹園）		
種類	数量	幹周り
梅	5本	平均 30 cm
計	5本	

(3) 作業内容及び作業員の配置

本業務は、別紙2「業務及び作業員配置基準（知事公館庭園管理業務）」に基づき実施するものとする。

(4) 作業に際しての留意事項

受託者は、業務を実施する場合は、事前に管理者に連絡のうえ許可を得て行うものとする。

(5) 材料費等の負担

本業務を実施するために必要な材料及び消耗品等は、受託者において負担するものとする。

3 実施報告等（各業務共通）

- (1) 毎月の業務が終了した場合には、様式第1により業務実施報告書を提出すること。
- (2) 四半期毎の業務が完了した場合には、様式第2により業務委託完了報告書を提出すること。
- (3) その他、この仕様書に示されていない事項であっても、庭園等の維持管理上必要と認められる作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。